

議事「令和8年度静岡県水防計画（案）について」

令和8年度静岡県水防計画書（案）の主要な変更箇所一覧

令和7年度静岡県水防協議会
審議資料1

◎本文

令和8年度静岡県水防計画書（案）の主な変更箇所	主な変更内容	変更理由	審議資料1 新旧対照表 頁	令和8年度 水防計画書(案) の該当頁
第1章 総則				
第3節 水防の責任等	氾濫等の通報、通知及び周知の追加	水防法改正に伴うもの	2	5
第4章 氾濫・決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置				
第1節 氾濫等の通報（法第24条の2第1項・第2項）	氾濫等の通報の追加	水防法改正に伴うもの	3	14
第4章 氾濫・決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置				
第2節 決壊・漏水等（被害情報）の通報（法第25条）	決壊の通報の変更	水防法改正に伴うもの	4	15
第4章 氾濫・決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置				
第3節 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容	氾濫等の通報の追加	水防法改正に伴うもの	5 ~ 6	15, 16
第9章 気象庁が行う予報及び警報とその措置（共同業務を除く）				
第1節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報	発表基準の変更	気象業務法改正に伴うもの	7	27, 28
第10章 洪水予報				
第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置(法第10条)	洪水予報発表基準の変更	水防法改正に伴うもの	8	43
第12章 水位周知河川における水位到達情報				
第1節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知(法第13条第1項)	水位到達情報発表基準の変更	水防法改正に伴うもの	9	94
第18章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置				
第1節 洪水・高潮対応	高潮浸水想定区域一覧の追加	高潮浸水想定区域の指定に伴うもの	10	156, 157

◎資料編

令和8年度静岡県水防計画書（案）の主な変更箇所	主な変更内容	変更理由	審議資料1 新旧対照表 頁	令和8年度 水防計画書(案) の該当頁
様式1 洪水予報形式（代表例：直轄河川）	発表様式の変更	水防法改正に伴うもの	11	196
様式9 水位到達情報発表用紙（代表例：直轄河川）	発表様式の変更	水防法改正に伴うもの	12	256
第3表 重要水防箇所一覧表	箇所数、延長等の変更	出水等による見直しに伴うもの	13 ~ 14	273, 278

議事「令和8年度静岡県水防計画（案）について」

令和7年度静岡県水防協議会
審議資料1

(様式-1)

令和8年度 静岡県水防計画書（案） 新旧対照表

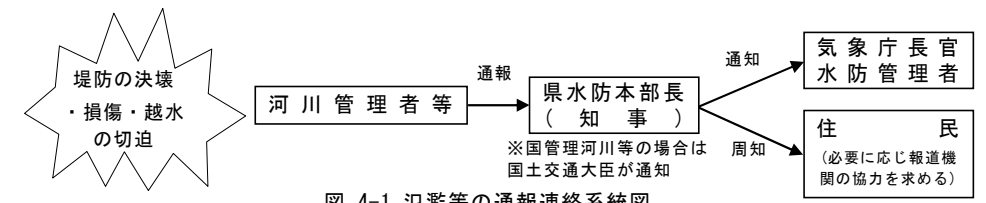
新頁	旧	新
表紙	令和7年度 静岡県水防計画書 静岡県	表紙 令和8年度 静岡県水防計画書(案) 静岡県

令和8年度 静岡県水防計画書（案） 新旧対照表

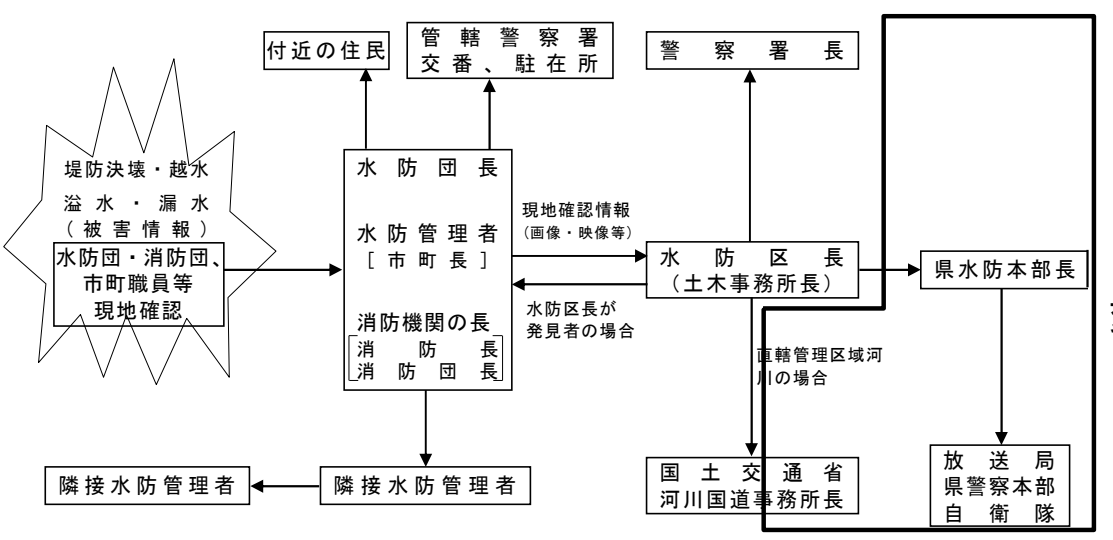
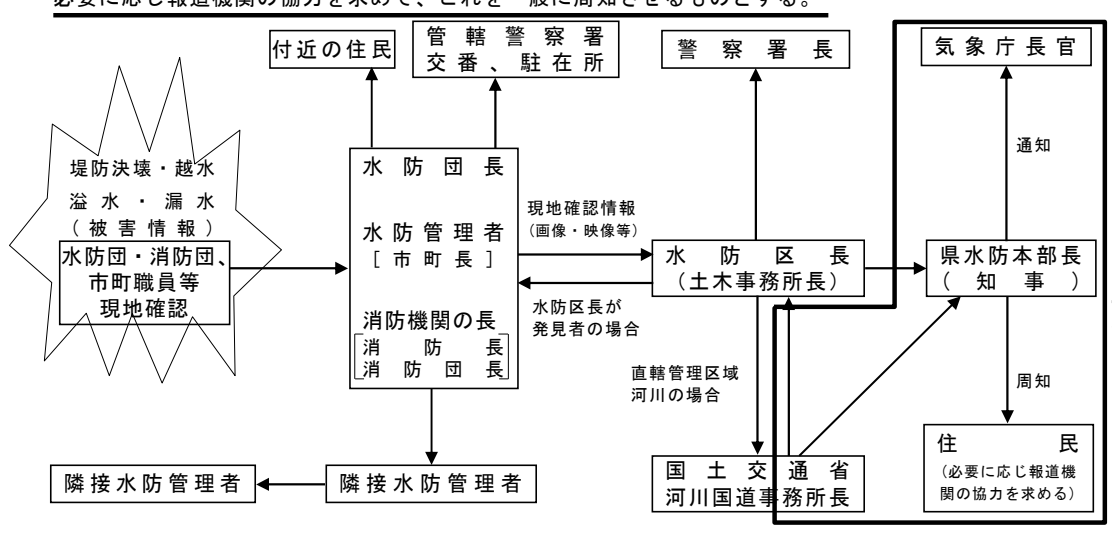
(様式-1)

新頁	旧	新
<p>5 第 第1章 3節 総則 水防の責任等</p>	<p>(8) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の発表（法第13条） 知事が指定した洪水予報河川以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。</p> <p>(9) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知（法第13条） 国土交通大臣が指定した氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>(10) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）</p> <p>(11) 浸水想定区域（法第14条第1項） <u>洪水予報指定河川及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報を発令するとして指定した河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。</u></p> <p>(12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）</p> <p>(13) 水防信号（法第20条）</p> <p>(14) 水防警報の発表及び水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項） 知事が指定した潤井川、瀬戸川、朝比奈川、太田川、原野谷川、都田川、井伊谷川について水防警報を発表しなければならない。知事は、水防警報河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(15) 水防警報の通知（法第16条第3項） 国土交通大臣が指定した河川及び海岸について行う水防警報の通知を受けたとき、又は前項の水防警報を発令した時は関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。</p> <p>(16) 必要と認める区域の住居者に対する立退きの指示（法第29条）</p> <p>(17) 水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示（法第30条）</p> <p>(18) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第4条）</p> <p>(19) 水防団員の定員の基準（法第35条）</p> <p>(20) 水防協力団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）</p> <p>(21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）</p> <p>(22) 水防管理団体の負担する費用補助（法第44条）</p> <p>(23) 水防に関する必要な報告（法第47条第2項）</p> <p>2. 水防管理団体の責任 水防管理団体たる市町は、各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない（法第3条）。</p> <p>(1) 水防組織の確立（法第3条）</p> <p>(2) 水防団、消防団の整備（法第5条）</p> <p>(3) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）</p>	<p>〔 氾濫等の通報、通知及び周知の追加 〕 水防法改正に伴う県の責任を明記</p> <p>(8) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の発表（法第13条第2項） 知事が指定した洪水予報河川以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。</p> <p>(9) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知（法第13条第3項） 国土交通大臣が指定した氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>(10) 洪水予報又は水位到達情報、<u>氾濫等又は堤防等決壊の通知</u>の関係市町長への通知（法第13条の4）</p> <p>(11) <u>洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知</u>（法第14条及び第14条の3）</p> <p>(12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）</p> <p>(13) 水防信号（法第20条）</p> <p>(14) 水防警報の発表及び水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項） 知事が指定した潤井川、瀬戸川、朝比奈川、太田川、原野谷川、都田川、井伊谷川について水防警報を発表しなければならない。知事は、水防警報河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(15) 水防警報の通知（法第16条第3項） 国土交通大臣が指定した河川及び海岸について行う水防警報の通知を受けたとき、又は前項の水防警報を発令した時は関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。</p> <p>(16) <u>氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知</u>（法第24条の2第2項、法第25条第2項）</p> <p>(17) 必要と認める区域の住居者に対する立退きの指示（法第29条）</p> <p>(18) 水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示（法第30条）</p> <p>(19) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第4条）</p> <p>(20) 水防団員の定員の基準（法第35条）</p> <p>(21) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）</p> <p>(22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）</p> <p>(23) 水防管理団体の負担する費用補助（法第44条）</p> <p>(24) 水防に関する必要な報告（法第47条第2項）</p> <p>2. 水防管理団体の責任 水防管理団体たる市町は、各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない（法第3条）。</p> <p>(1) 水防組織の確立（法第3条）</p> <p>(2) 水防団、消防団の整備（法第5条）</p> <p>(3) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）</p> <p style="text-align: right;">追加</p>

(様式-1)

新頁	旧	新
<p>14 第4章 第1節 氾濫等の通報（法第24条の2第1項・第2項）</p>	<p>第4章 決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置</p> <p>新規</p>	<p>氾濫等の通報を追加 水防法改正に伴う通報、通知、周知の制度の創設</p> <p>第4章 氾濫・決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置</p> <p>第1節 氾濫等の通報（法第24条の2第1項・第2項）</p> <p>1. 河川管理者等の通報（第1項） 河川管理者等は、その管理する河川、海岸等について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、直ちにその状況を県水防本部長（知事）、その他関係者に通報するものとする。</p> <p>2. 県水防本部長の通知及び周知（第2項） 県水防本部長（知事）（当該通報をした河川管理者等が国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者（市町長）及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</p>  <p>図. 4-1 氾濫等の通報連絡系統図</p> <p>追加</p>

(様式-1)

新頁	旧	新
<p>14,15 第4章 第2節 氾濫・決壊・漏水等（被害情報）の通報及び決壊後の処置（法第25条）</p>	<p>第1節 決壊・漏水等（被害情報）の通報（法第25条）</p> <p>1. 水防管理者（市町長）、消防機関の長（消防長、消防団長）、水防団長の通報</p> <p>堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長は、すみやかに付近の住民、所轄水防区長（土木事務所長）、管轄警察署又は交番・駐在所、及び隣接水防管理者に通報するものとする。水防区長への通報の際は、現地確認情報（画像・映像等）と共におこなうものとする。</p> <p>なお、付近の住民への通報に際しては、迅速な情報伝達に努めるものとする。</p> <p>2. 水防区長の通報</p> <p>この通報を受けた水防区長（土木事務所長）は、ただちに県水防本部長及び管轄警察署長に通報するものとする。また、直轄管理区域河川については、所轄国土交通省河川国道事務所長にも通報するものとする。</p> <p>なお、水防区長（土木事務所長）が決壊・漏水等の異常を発見した場合も同様とし、併せて水防管理者にも通報するものとする。</p> <p>3. 隣接水防管理者の通報</p> <p>1の通報を受けた隣接水防管理者は、さらに、氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。</p>  <p>図. 4-1 決壊情報の通報連絡系統図</p>	<p>氾濫等の通報を追加</p> <p>水防法改正に伴う通報、通知、周知の制度の創設</p> <p>第2節 決壊・漏水等（被害情報）の通報（法第25条）</p> <p>1. 水防管理者（市町長）、消防機関の長（消防長、消防団長）、水防団長の通報</p> <p>堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長は、すみやかに付近の住民、所轄水防区長（土木事務所長）、管轄警察署又は交番・駐在所、及び隣接水防管理者に通報するものとする。水防区長への通報の際は、現地確認情報（画像・映像等）と共に行うものとする。</p> <p>なお、付近の住民への通報に際しては、迅速な情報伝達に努めるものとする。</p> <p>2. 水防区長の通報</p> <p>この通報を受けた水防区長（土木事務所長）は、ただちに県水防本部長（知事）及び管轄警察署長に通報するものとする。また、直轄管理区域河川については、所轄国土交通省河川国道事務所長にも通報するものとする。</p> <p>なお、水防区長（土木事務所長）が決壊・漏水等の異常を発見した場合も同様とし、併せて水防管理者にも通報するものとする。</p> <p>3. 隣接水防管理者の通報</p> <p>1の通報を受けた隣接水防管理者は、さらに、氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。</p> <p>4. 県水防本部長の通知及び周知</p> <p>2の通報を受けた県水防本部長（知事）は、決壊等により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</p>  <p>図. 4-2 決壊情報の通報連絡系統図</p>

(様式-1)

新頁	旧	新																																										
<p>14 第4章 第1節 氾濫等の通報（法第24条の2第1項・第2項）</p>	<p>第4章 決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置</p> <p>新規</p>	<p>氾濫等の通報を追加 水防法改正に伴う通報、通知、周知の制度の創設</p> <p>第3節 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容</p> <p>氾濫・決壊・漏水等の通報は、「水防計画作成の手引き（都道府県版）令和8年2月 国土交通省水管理・国土保全局」の資料編「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ、実施する。具体的には、次に示す基準に対して行うこととする。</p> <p>（基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・堤防の決壊・倒壊や越水・溢水、異常な越波・越流が発生した場合 ・基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位に到達した場合（氾濫発生水位を設定した河川を対象） <p>なお、通知を受けた水防管理者（市町長）は、災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。</p> <p>1. 河川管理者が行う氾濫等の通報</p> <p>(1) 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署</p> <p>表. 4-1 氾濫等の通報を行う河川名、区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狩野川</td> <td>徳倉</td> <td>左岸 静岡県伊豆の国市壺之上地先の菖蒲橋 から 海まで 右岸 静岡県伊豆の国市寺家 853 番 4 地先 から 海まで</td> </tr> <tr> <td>狩野川</td> <td>大仁</td> <td>左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚 290 番 1 地先の修善寺橋 から 静岡県伊豆の国市壺之上地先の菖蒲橋まで 右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド 555 番 3 地先 から 静岡県伊豆の国市寺家 853 番 4 地先まで</td> </tr> <tr> <td>黄瀬川</td> <td>本宿</td> <td>左岸 静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>大場川</td> <td>大場</td> <td>左岸 静岡県三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>来光川</td> <td>蛇ヶ橋</td> <td>左岸 静岡県田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>柿沢川</td> <td>蛇ヶ橋</td> <td>左岸 静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 静岡県伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>安倍川</td> <td>手越</td> <td>左岸 安倍川の河口から静岡市葵区田町地先まで 右岸 安倍川の河口から藁科川合流まで</td> </tr> <tr> <td>安倍川</td> <td>牛妻</td> <td>左岸 静岡市葵区田町地先から静岡市葵区油島地先まで 右岸 藁科川合流から静岡市葵区中沢地先まで</td> </tr> <tr> <td>藁科川</td> <td>奈良間</td> <td>左岸 安倍川から静岡市葵区大原地先まで 右岸 安倍川から静岡市葵区富厚里地先まで</td> </tr> <tr> <td>大井川</td> <td>細島</td> <td>左岸 大井川河口から島田市向谷地先まで 右岸 大井川河口から島田市金谷東地先まで</td> </tr> <tr> <td>大井川</td> <td>神座</td> <td>左岸 島田市向谷地先から島田市鶴網地先まで 右岸 島田市金谷東地先から島田市神尾地先まで</td> </tr> <tr> <td>菊川</td> <td>加茂</td> <td>左岸 菊川の河口から菊川市富田河原地先まで 右岸 菊川の河口から菊川市富田長行地先まで</td> </tr> <tr> <td>牛淵川</td> <td>横地</td> <td>左岸 菊川市赤土州崎地先から菊川市牛淵字里地先まで 右岸 菊川市下平川東方田地先から菊川市牛淵字里地先まで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">追加</p>	河川名	区 域		狩野川	徳倉	左岸 静岡県伊豆の国市壺之上地先の菖蒲橋 から 海まで 右岸 静岡県伊豆の国市寺家 853 番 4 地先 から 海まで	狩野川	大仁	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚 290 番 1 地先の修善寺橋 から 静岡県伊豆の国市壺之上地先の菖蒲橋まで 右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド 555 番 3 地先 から 静岡県伊豆の国市寺家 853 番 4 地先まで	黄瀬川	本宿	左岸 静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで	大場川	大場	左岸 静岡県三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで	来光川	蛇ヶ橋	左岸 静岡県田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで	柿沢川	蛇ヶ橋	左岸 静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 静岡県伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで	安倍川	手越	左岸 安倍川の河口から静岡市葵区田町地先まで 右岸 安倍川の河口から藁科川合流まで	安倍川	牛妻	左岸 静岡市葵区田町地先から静岡市葵区油島地先まで 右岸 藁科川合流から静岡市葵区中沢地先まで	藁科川	奈良間	左岸 安倍川から静岡市葵区大原地先まで 右岸 安倍川から静岡市葵区富厚里地先まで	大井川	細島	左岸 大井川河口から島田市向谷地先まで 右岸 大井川河口から島田市金谷東地先まで	大井川	神座	左岸 島田市向谷地先から島田市鶴網地先まで 右岸 島田市金谷東地先から島田市神尾地先まで	菊川	加茂	左岸 菊川の河口から菊川市富田河原地先まで 右岸 菊川の河口から菊川市富田長行地先まで	牛淵川	横地	左岸 菊川市赤土州崎地先から菊川市牛淵字里地先まで 右岸 菊川市下平川東方田地先から菊川市牛淵字里地先まで
河川名	区 域																																											
狩野川	徳倉	左岸 静岡県伊豆の国市壺之上地先の菖蒲橋 から 海まで 右岸 静岡県伊豆の国市寺家 853 番 4 地先 から 海まで																																										
狩野川	大仁	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚 290 番 1 地先の修善寺橋 から 静岡県伊豆の国市壺之上地先の菖蒲橋まで 右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド 555 番 3 地先 から 静岡県伊豆の国市寺家 853 番 4 地先まで																																										
黄瀬川	本宿	左岸 静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで																																										
大場川	大場	左岸 静岡県三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで																																										
来光川	蛇ヶ橋	左岸 静岡県田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで																																										
柿沢川	蛇ヶ橋	左岸 静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 静岡県伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで																																										
安倍川	手越	左岸 安倍川の河口から静岡市葵区田町地先まで 右岸 安倍川の河口から藁科川合流まで																																										
安倍川	牛妻	左岸 静岡市葵区田町地先から静岡市葵区油島地先まで 右岸 藁科川合流から静岡市葵区中沢地先まで																																										
藁科川	奈良間	左岸 安倍川から静岡市葵区大原地先まで 右岸 安倍川から静岡市葵区富厚里地先まで																																										
大井川	細島	左岸 大井川河口から島田市向谷地先まで 右岸 大井川河口から島田市金谷東地先まで																																										
大井川	神座	左岸 島田市向谷地先から島田市鶴網地先まで 右岸 島田市金谷東地先から島田市神尾地先まで																																										
菊川	加茂	左岸 菊川の河口から菊川市富田河原地先まで 右岸 菊川の河口から菊川市富田長行地先まで																																										
牛淵川	横地	左岸 菊川市赤土州崎地先から菊川市牛淵字里地先まで 右岸 菊川市下平川東方田地先から菊川市牛淵字里地先まで																																										

令和8年度 静岡県水防計画書（案） 新旧対照表

(様式-1)

新頁	旧	新																																																																																																																																						
<p>14 第4章 第1節 氾濫等の通報（法第24条の2第1項・第2項）</p> <p>氾濫・決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置</p>	<p>第4章 決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置</p> <p>新規</p>	<p>氾濫等の通報を追加 水防法改正に伴う通報、通知、周知の制度の創設</p> <table border="1" data-bbox="1617 430 2605 699"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛淵川</td> <td>堂山</td> <td>左岸 菊川合流点から菊川市赤土州崎地先まで 右岸 菊川合流点から菊川市嶺田地先まで</td> </tr> <tr> <td>下小笠川</td> <td>川久保</td> <td>左岸 菊川合流点から掛川市下土方椿藪まで 右岸 菊川合流点から掛川市下土方椿藪まで</td> </tr> <tr> <td>天竜川</td> <td>鹿島</td> <td>左岸 磐田市寺谷地先から浜松市天竜区二俣町鹿島地先まで 右岸 浜松市浜北区竜南地先から浜松市天竜区二俣町鹿島地先まで</td> </tr> <tr> <td>天竜川</td> <td>中ノ町</td> <td>左岸 天竜川の河口から磐田市匂坂上地先まで 右岸 天竜川の河口から浜松市東区豊町地先まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>表.4-2 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等</p> <table border="1" data-bbox="1596 821 2617 1701"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>観測所 施設名</th> <th>地先名</th> <th>通報基準</th> <th>関係水防管理団体</th> <th>通報担当官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狩野川</td> <td>徳倉</td> <td>徳倉 観測所</td> <td>駿東郡清水町 徳倉</td> <td>・氾濫発生水位（8.06m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>伊豆の国市、函南 町、沼津市、三島市、 清水町</td> <td>沼津 河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>狩野川</td> <td>大仁</td> <td>大仁 観測所</td> <td>伊豆の国市 大仁</td> <td>・氾濫発生水位（5.60m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>伊豆市、伊豆の国市</td> <td>沼津 河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>黄瀬川</td> <td>本宿</td> <td>本宿 観測所</td> <td>駿東郡長泉町 本宿</td> <td>・氾濫発生水位（5.72m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>沼津市、清水町、長 泉町</td> <td>沼津 河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>大場川</td> <td>大場</td> <td>大場 観測所</td> <td>田方郡函南町 間宮</td> <td>・氾濫発生水位（9.39m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>沼津市、函南町</td> <td>沼津 河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>来光川、 柿沢川</td> <td>蛇ヶ橋</td> <td>蛇ヶ橋 観測所</td> <td>田方郡函南町 肥田</td> <td>・氾濫発生水位（9.77m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>伊豆の国市、函南町</td> <td>沼津 河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>安倍川</td> <td>手越</td> <td>手越 観測所</td> <td>静岡市駿河区 手越</td> <td>・氾濫発生水位（6.11m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>静岡市</td> <td>静岡 河川事務所</td> </tr> <tr> <td>安倍川</td> <td>牛妻</td> <td>牛妻 観測所</td> <td>静岡市駿河区 牛妻</td> <td>・氾濫発生水位（5.93m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>静岡市</td> <td>静岡 河川事務所</td> </tr> <tr> <td>薬科川</td> <td>奈良間</td> <td>奈良間 観測所</td> <td>静岡市葵区 奈良間</td> <td>・氾濫発生水位（12.70m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>静岡市</td> <td>静岡 河川事務所</td> </tr> <tr> <td>大井川</td> <td>細島</td> <td>細島 観測所</td> <td>島田市 細島</td> <td>・氾濫発生水位（4.46m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>焼津市、藤枝市、吉 田町、島田市</td> <td>静岡 河川事務所</td> </tr> <tr> <td>大井川</td> <td>神座</td> <td>神座 観測所</td> <td>島田市 神座</td> <td>・氾濫発生水位（5.15m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>焼津市、藤枝市、吉 田町、島田市</td> <td>静岡 河川事務所</td> </tr> <tr> <td>菊川</td> <td>加茂</td> <td>加茂 観測所</td> <td>菊川市 加茂</td> <td>・氾濫発生水位（5.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>菊川市、掛川市</td> <td>浜松 河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>牛淵川</td> <td>横地</td> <td>横地 観測所</td> <td>菊川市 東横地</td> <td>・氾濫発生水位（3.95m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>菊川市</td> <td>浜松 河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>牛淵川</td> <td>堂山</td> <td>堂山 観測所</td> <td>菊川市 堂山新田</td> <td>・氾濫発生水位（6.34m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>菊川市</td> <td>浜松 河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>下小笠川</td> <td>川久保</td> <td>川久保 観測所</td> <td>掛川市 川久保</td> <td>・氾濫発生水位（3.69m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>掛川市</td> <td>浜松 河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>天竜川</td> <td>鹿島</td> <td>鹿島 観測所</td> <td>浜松市天竜区 二俣町鹿島</td> <td>・氾濫発生水位（7.57m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>浜松市、磐田市</td> <td>浜松 河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>天竜川</td> <td>中ノ町</td> <td>中ノ町 観測所</td> <td>浜松市中央区 中野町</td> <td>・氾濫発生水位（6.08m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認</td> <td>浜松市、磐田市</td> <td>浜松 河川国道事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>追加</p>	河川名	区域		牛淵川	堂山	左岸 菊川合流点から菊川市赤土州崎地先まで 右岸 菊川合流点から菊川市嶺田地先まで	下小笠川	川久保	左岸 菊川合流点から掛川市下土方椿藪まで 右岸 菊川合流点から掛川市下土方椿藪まで	天竜川	鹿島	左岸 磐田市寺谷地先から浜松市天竜区二俣町鹿島地先まで 右岸 浜松市浜北区竜南地先から浜松市天竜区二俣町鹿島地先まで	天竜川	中ノ町	左岸 天竜川の河口から磐田市匂坂上地先まで 右岸 天竜川の河口から浜松市東区豊町地先まで	河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署	狩野川	徳倉	徳倉 観測所	駿東郡清水町 徳倉	・氾濫発生水位（8.06m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	伊豆の国市、函南 町、沼津市、三島市、 清水町	沼津 河川国道事務所	狩野川	大仁	大仁 観測所	伊豆の国市 大仁	・氾濫発生水位（5.60m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	伊豆市、伊豆の国市	沼津 河川国道事務所	黄瀬川	本宿	本宿 観測所	駿東郡長泉町 本宿	・氾濫発生水位（5.72m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	沼津市、清水町、長 泉町	沼津 河川国道事務所	大場川	大場	大場 観測所	田方郡函南町 間宮	・氾濫発生水位（9.39m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	沼津市、函南町	沼津 河川国道事務所	来光川、 柿沢川	蛇ヶ橋	蛇ヶ橋 観測所	田方郡函南町 肥田	・氾濫発生水位（9.77m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	伊豆の国市、函南町	沼津 河川国道事務所	安倍川	手越	手越 観測所	静岡市駿河区 手越	・氾濫発生水位（6.11m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	静岡市	静岡 河川事務所	安倍川	牛妻	牛妻 観測所	静岡市駿河区 牛妻	・氾濫発生水位（5.93m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	静岡市	静岡 河川事務所	薬科川	奈良間	奈良間 観測所	静岡市葵区 奈良間	・氾濫発生水位（12.70m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	静岡市	静岡 河川事務所	大井川	細島	細島 観測所	島田市 細島	・氾濫発生水位（4.46m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	焼津市、藤枝市、吉 田町、島田市	静岡 河川事務所	大井川	神座	神座 観測所	島田市 神座	・氾濫発生水位（5.15m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	焼津市、藤枝市、吉 田町、島田市	静岡 河川事務所	菊川	加茂	加茂 観測所	菊川市 加茂	・氾濫発生水位（5.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	菊川市、掛川市	浜松 河川国道事務所	牛淵川	横地	横地 観測所	菊川市 東横地	・氾濫発生水位（3.95m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	菊川市	浜松 河川国道事務所	牛淵川	堂山	堂山 観測所	菊川市 堂山新田	・氾濫発生水位（6.34m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	菊川市	浜松 河川国道事務所	下小笠川	川久保	川久保 観測所	掛川市 川久保	・氾濫発生水位（3.69m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	掛川市	浜松 河川国道事務所	天竜川	鹿島	鹿島 観測所	浜松市天竜区 二俣町鹿島	・氾濫発生水位（7.57m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	浜松市、磐田市	浜松 河川国道事務所	天竜川	中ノ町	中ノ町 観測所	浜松市中央区 中野町	・氾濫発生水位（6.08m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	浜松市、磐田市	浜松 河川国道事務所
河川名	区域																																																																																																																																							
牛淵川	堂山	左岸 菊川合流点から菊川市赤土州崎地先まで 右岸 菊川合流点から菊川市嶺田地先まで																																																																																																																																						
下小笠川	川久保	左岸 菊川合流点から掛川市下土方椿藪まで 右岸 菊川合流点から掛川市下土方椿藪まで																																																																																																																																						
天竜川	鹿島	左岸 磐田市寺谷地先から浜松市天竜区二俣町鹿島地先まで 右岸 浜松市浜北区竜南地先から浜松市天竜区二俣町鹿島地先まで																																																																																																																																						
天竜川	中ノ町	左岸 天竜川の河口から磐田市匂坂上地先まで 右岸 天竜川の河口から浜松市東区豊町地先まで																																																																																																																																						
河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署																																																																																																																																		
狩野川	徳倉	徳倉 観測所	駿東郡清水町 徳倉	・氾濫発生水位（8.06m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	伊豆の国市、函南 町、沼津市、三島市、 清水町	沼津 河川国道事務所																																																																																																																																		
狩野川	大仁	大仁 観測所	伊豆の国市 大仁	・氾濫発生水位（5.60m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	伊豆市、伊豆の国市	沼津 河川国道事務所																																																																																																																																		
黄瀬川	本宿	本宿 観測所	駿東郡長泉町 本宿	・氾濫発生水位（5.72m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	沼津市、清水町、長 泉町	沼津 河川国道事務所																																																																																																																																		
大場川	大場	大場 観測所	田方郡函南町 間宮	・氾濫発生水位（9.39m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	沼津市、函南町	沼津 河川国道事務所																																																																																																																																		
来光川、 柿沢川	蛇ヶ橋	蛇ヶ橋 観測所	田方郡函南町 肥田	・氾濫発生水位（9.77m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	伊豆の国市、函南町	沼津 河川国道事務所																																																																																																																																		
安倍川	手越	手越 観測所	静岡市駿河区 手越	・氾濫発生水位（6.11m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	静岡市	静岡 河川事務所																																																																																																																																		
安倍川	牛妻	牛妻 観測所	静岡市駿河区 牛妻	・氾濫発生水位（5.93m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	静岡市	静岡 河川事務所																																																																																																																																		
薬科川	奈良間	奈良間 観測所	静岡市葵区 奈良間	・氾濫発生水位（12.70m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	静岡市	静岡 河川事務所																																																																																																																																		
大井川	細島	細島 観測所	島田市 細島	・氾濫発生水位（4.46m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	焼津市、藤枝市、吉 田町、島田市	静岡 河川事務所																																																																																																																																		
大井川	神座	神座 観測所	島田市 神座	・氾濫発生水位（5.15m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	焼津市、藤枝市、吉 田町、島田市	静岡 河川事務所																																																																																																																																		
菊川	加茂	加茂 観測所	菊川市 加茂	・氾濫発生水位（5.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	菊川市、掛川市	浜松 河川国道事務所																																																																																																																																		
牛淵川	横地	横地 観測所	菊川市 東横地	・氾濫発生水位（3.95m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	菊川市	浜松 河川国道事務所																																																																																																																																		
牛淵川	堂山	堂山 観測所	菊川市 堂山新田	・氾濫発生水位（6.34m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	菊川市	浜松 河川国道事務所																																																																																																																																		
下小笠川	川久保	川久保 観測所	掛川市 川久保	・氾濫発生水位（3.69m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	掛川市	浜松 河川国道事務所																																																																																																																																		
天竜川	鹿島	鹿島 観測所	浜松市天竜区 二俣町鹿島	・氾濫発生水位（7.57m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	浜松市、磐田市	浜松 河川国道事務所																																																																																																																																		
天竜川	中ノ町	中ノ町 観測所	浜松市中央区 中野町	・氾濫発生水位（6.08m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	浜松市、磐田市	浜松 河川国道事務所																																																																																																																																		

令和8年度 静岡県水防計画書（案） 新旧対照表

(様式-1)

新頁	旧	新																																																																																				
<p>27,28</p> <p>第9章 第1節 気象庁が行う予報及び警報とその他の措置（共同業務を除く）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する警報・注意報</th> <th>一般の利用に適合する警報・注意報</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-3(P.26)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-4(P.27)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-7(P.30)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波注意報</td> <td>津波注意報</td> <td>津波により沿岸部において災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-11(P.34)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 気象警報</td> <td>大雨警報又は大雨特別警報</td> <td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表.9-5(P.28)及び表.9-10(P.31)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-6(P.29)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮警報</td> <td>高潮警報又は高潮特別警報</td> <td>台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表.9-7(P.30)及び表.9-10(P.31)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波警報</td> <td>津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）</td> <td>津波により沿岸部において重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表.9-11(P.34)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発 表 基 準	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-3(P.26)の基準に到達することが予想される場合	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-4(P.27)の基準に到達することが予想される場合	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-7(P.30)の基準に到達することが予想される場合	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-11(P.34)の基準に到達することが予想される場合	水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表.9-5(P.28)及び表.9-10(P.31)の基準に到達することが予想される場合	水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-6(P.29)の基準に到達することが予想される場合	水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表.9-7(P.30)及び表.9-10(P.31)の基準に到達することが予想される場合	水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部において重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表.9-11(P.34)の基準に到達することが予想される場合	<p>発表基準の変更</p> <p>レベル表記及び危険警報の創設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する警報・注意報</th> <th>一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td>レベル2 大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表.9-5(P.30)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 気象警報</td> <td>レベル3 大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表.9-8(P.33)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 気象警報</td> <td>レベル4 大雨危険警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レベル5 大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td>レベル2 大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レベル2 氾濫注意報</td> <td>台風や集中豪雨等による河川の氾濫により災害が起こるおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水警報</td> <td>レベル3 大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レベル4 大雨危険警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レベル5 大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レベル3 氾濫危険警報</td> <td>台風や集中豪雨等による河川の氾濫により重大な災害が起こるおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レベル5 氾濫特別警報</td> <td>検討中</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮注意報</td> <td>レベル2 高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 高潮警報</td> <td>レベル3 高潮警報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レベル4 高潮危険警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レベル5 高潮特別警報</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波注意報</td> <td>津波注意報</td> <td>津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表.9-14(P.39)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波警報</td> <td>津波警報</td> <td>津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表.9-14(P.39)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波特別警報</td> <td>津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する） 具体的には、表.9-14(P.39)の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>新たな防災気象情報の各発表基準を記載予定</p>	水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発 表 基 準	水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表.9-5(P.30)の基準に到達することが予想される場合	水防活動用 気象警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表.9-8(P.33)の基準に到達することが予想される場合	水防活動用 気象警報	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき		レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき	水防活動用 洪水注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき		レベル2 氾濫注意報	台風や集中豪雨等による河川の氾濫により災害が起こるおそれがあると予想したとき	水防活動用 洪水警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき		レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき		レベル3 氾濫危険警報	台風や集中豪雨等による河川の氾濫により重大な災害が起こるおそれがあるとき		レベル5 氾濫特別警報	検討中	水防活動用 高潮注意報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 高潮警報	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による海面の異常上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき		レベル5 高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表.9-14(P.39)の基準に到達することが予想される場合	水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表.9-14(P.39)の基準に到達することが予想される場合		津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する） 具体的には、表.9-14(P.39)の基準に到達することが予想される場合
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発 表 基 準																																																																																				
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-3(P.26)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-4(P.27)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-7(P.30)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-11(P.34)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表.9-5(P.28)及び表.9-10(P.31)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				
水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-6(P.29)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表.9-7(P.30)及び表.9-10(P.31)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部において重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表.9-11(P.34)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発 表 基 準																																																																																				
水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表.9-5(P.30)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				
水防活動用 気象警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表.9-8(P.33)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				
水防活動用 気象警報	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき																																																																																				
	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき																																																																																				
水防活動用 洪水注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																																																				
	レベル2 氾濫注意報	台風や集中豪雨等による河川の氾濫により災害が起こるおそれがあると予想したとき																																																																																				
水防活動用 洪水警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																																																				
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき																																																																																				
	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき																																																																																				
	レベル3 氾濫危険警報	台風や集中豪雨等による河川の氾濫により重大な災害が起こるおそれがあるとき																																																																																				
	レベル5 氾濫特別警報	検討中																																																																																				
水防活動用 高潮注意報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																																																				
水防活動用 高潮警報	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																																																				
	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による海面の異常上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき																																																																																				
	レベル5 高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合																																																																																				
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表.9-14(P.39)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表.9-14(P.39)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する） 具体的には、表.9-14(P.39)の基準に到達することが予想される場合																																																																																				

令和8年度 静岡県水防計画書 (案) 新旧対照表

(様式-1)

新頁	旧	新																																																																																															
<p>43 第10章 第1節 洪水予報 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置 (法第10条)</p>	<p style="text-align: center;">第10章 洪水予報</p> <p style="text-align: center;">第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置</p> <p>国土交通大臣が指定した河川(狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流)について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。</p> <p>1. 狩野川洪水予報計画 平成18年3月31日 国土交通省告示第437号</p> <p>(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域</p> <p style="text-align: center;">表.10-1 狩野川洪水予報を行う河川名及びその区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">狩野川</td> <td>左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで</td> </tr> <tr> <td>右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 洪水予報の対象となる水位観測所</p> <p style="text-align: center;">表.10-2 狩野川洪水予報の対象となる水位観測所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地 先 名</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難判断 水位</th> <th>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">狩野川</td> <td>徳 倉</td> <td>静岡県駿東郡清水町徳倉</td> <td>4.00m</td> <td>6.80m</td> <td>7.20m</td> </tr> <tr> <td>大 仁</td> <td>静岡県伊豆の国市大仁</td> <td>2.10m</td> <td>3.70m</td> <td>4.40m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 洪水予報発表者</p> <p style="text-align: center;">表.10-3 狩野川洪水予報の発表者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>河 川 名</th> <th>担 当 官 署</th> <th>発 表 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狩 野 川</td> <td>沼津河川国道事務所 静岡県地方气象台</td> <td>沼津河川国道事務所長 静岡県地方気象台長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 洪水予報の発表及び解除の基準</p> <p>洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準(臨時の洪水予報を除く)は以下を基本とする。 臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表.10-4 洪水予報の発表及び解除の基準(臨時の洪水予報を除く)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき沼津河川国道事務所と静岡県地方気象台が協議の上決定する</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警戒報) (警戒レベル3相当)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警戒報) (警戒レベル4相当)</td> <td>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警戒報) (警戒レベル5相当)</td> <td>堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区 域	狩野川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで	右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	狩野川	徳 倉	静岡県駿東郡清水町徳倉	4.00m	6.80m	7.20m	大 仁	静岡県伊豆の国市大仁	2.10m	3.70m	4.40m	河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者	狩 野 川	沼津河川国道事務所 静岡県地方气象台	沼津河川国道事務所長 静岡県地方気象台長	種 類	発 表 基 準	摘 要	氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき沼津河川国道事務所と静岡県地方気象台が協議の上決定する	氾濫警戒情報 (洪水警戒報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上	氾濫危険情報 (洪水警戒報) (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき		氾濫発生情報 (洪水警戒報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき			洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する		<p style="text-align: center;">第10章 洪水予報</p> <p style="text-align: center;">第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置(法第10条)</p> <p>国土交通大臣が指定した河川(狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流)について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。</p> <p>1. 狩野川洪水予報計画 平成18年3月31日 国土交通省告示第437号</p> <p>(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域</p> <p style="text-align: center;">表.10-1 狩野川洪水予報を行う河川名及びその区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">狩野川</td> <td>左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで</td> </tr> <tr> <td>右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 洪水予報の対象となる水位観測所</p> <p style="text-align: center;">表.10-2 狩野川洪水予報の対象となる水位観測所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地 先 名</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難判断 水位</th> <th>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)</th> <th>氾濫発生 水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">狩野川</td> <td>徳 倉</td> <td>静岡県駿東郡清水町徳倉</td> <td>4.00m</td> <td>6.80m</td> <td>7.20m</td> <td>8.06m</td> </tr> <tr> <td>大 仁</td> <td>静岡県伊豆の国市大仁</td> <td>2.10m</td> <td>3.70m</td> <td>4.40m</td> <td>5.60m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 洪水予報発表者</p> <p style="text-align: center;">表.10-3 狩野川洪水予報の発表者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>河 川 名</th> <th>担 当 官 署</th> <th>発 表 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狩 野 川</td> <td>沼津河川国道事務所 静岡県地方气象台</td> <td>沼津河川国道事務所長 静岡県地方気象台長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 洪水予報の発表及び解除の基準</p> <p>洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準(臨時の洪水予報を除く)は以下を基本とする。 臨時の洪水予報については、現に洪水予報を発表しているときに、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、レベル5大雨特別警報から他の警報や注意報への切替時に、河川氾濫に関する情報を発表する。</p> <p style="text-align: center;">表.10-4 洪水予報の発表及び解除の基準(臨時の洪水予報を除く)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル2 氾濫注意情報 (レベル2)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき沼津河川国道事務所と静岡県地方気象台が協議の上決定する</td> </tr> <tr> <td>レベル3 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>レベル4 氾濫危険警戒情報 (警戒レベル4相当)</td> <td>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)</td> <td>氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5氾濫特別警報と一体的に発表</td> <td>※氾濫発生水位の到達に伴うレベル5氾濫発生情報については、現時点で運用予定であり、令和8年5月(出水期前)までに関係市町と協議し運用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区 域	狩野川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで	右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫発生 水位	狩野川	徳 倉	静岡県駿東郡清水町徳倉	4.00m	6.80m	7.20m	8.06m	大 仁	静岡県伊豆の国市大仁	2.10m	3.70m	4.40m	5.60m	河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者	狩 野 川	沼津河川国道事務所 静岡県地方气象台	沼津河川国道事務所長 静岡県地方気象台長	種 類	発 表 基 準	備 考	レベル2 氾濫注意情報 (レベル2)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき沼津河川国道事務所と静岡県地方気象台が協議の上決定する	レベル3 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上	レベル4 氾濫危険警戒情報 (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき		レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5氾濫特別警報と一体的に発表	※氾濫発生水位の到達に伴うレベル5氾濫発生情報については、現時点で運用予定であり、令和8年5月(出水期前)までに関係市町と協議し運用する。		洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	
河川名	区 域																																																																																																
狩野川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで																																																																																																
	右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで																																																																																																
河川名	観測所名	地 先 名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)																																																																																												
狩野川	徳 倉	静岡県駿東郡清水町徳倉	4.00m	6.80m	7.20m																																																																																												
	大 仁	静岡県伊豆の国市大仁	2.10m	3.70m	4.40m																																																																																												
河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者																																																																																															
狩 野 川	沼津河川国道事務所 静岡県地方气象台	沼津河川国道事務所長 静岡県地方気象台長																																																																																															
種 類	発 表 基 準	摘 要																																																																																															
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき沼津河川国道事務所と静岡県地方気象台が協議の上決定する																																																																																															
氾濫警戒情報 (洪水警戒報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上																																																																																															
氾濫危険情報 (洪水警戒報) (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき																																																																																																
氾濫発生情報 (洪水警戒報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき																																																																																																
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する																																																																																																
河川名	区 域																																																																																																
狩野川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで																																																																																																
	右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで																																																																																																
河川名	観測所名	地 先 名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫発生 水位																																																																																											
狩野川	徳 倉	静岡県駿東郡清水町徳倉	4.00m	6.80m	7.20m	8.06m																																																																																											
	大 仁	静岡県伊豆の国市大仁	2.10m	3.70m	4.40m	5.60m																																																																																											
河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者																																																																																															
狩 野 川	沼津河川国道事務所 静岡県地方气象台	沼津河川国道事務所長 静岡県地方気象台長																																																																																															
種 類	発 表 基 準	備 考																																																																																															
レベル2 氾濫注意情報 (レベル2)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき沼津河川国道事務所と静岡県地方気象台が協議の上決定する																																																																																															
レベル3 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上																																																																																															
レベル4 氾濫危険警戒情報 (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき																																																																																																
レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5氾濫特別警報と一体的に発表	※氾濫発生水位の到達に伴うレベル5氾濫発生情報については、現時点で運用予定であり、令和8年5月(出水期前)までに関係市町と協議し運用する。																																																																																															
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する																																																																																																

令和8年度 静岡県水防計画書 (案) 新旧対照表

(様式-1)

新頁	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																		
94 第12章 第1節 水位周知河川における水位到達情報 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知(法第13条第1項)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>位置</th> <th>水防団機待(指定)水位</th> <th>氾注(警戒)水位</th> <th>注意出水</th> <th>動位</th> <th>避判水</th> <th>難断位</th> <th>氾濫危険(洪水特別警戒)水位</th> <th>計画水位</th> <th>氾濫水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">狩野川</td> <td>支川黄瀬川</td> <td>本宿</td> <td>静岡県駿東郡長泉町本宿</td> <td>左岸合流点から2.7km</td> <td>2.00</td> <td>3.00</td> <td>3.80</td> <td>3.90</td> <td></td> <td></td> <td>(4.20)</td> <td>6.18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支川大場川</td> <td>大場</td> <td>" 田方郡函南町間宮</td> <td>左岸合流点から2.2km</td> <td>3.00</td> <td>4.80</td> <td>5.40</td> <td>7.20</td> <td></td> <td></td> <td>(7.60)</td> <td>7.84</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支川来光川</td> <td rowspan="2">蛇ヶ橋</td> <td rowspan="2">" 田方郡函南町肥田</td> <td rowspan="2">左岸合流点から0.5km</td> <td rowspan="2">3.70</td> <td rowspan="2">5.20</td> <td rowspan="2">6.10</td> <td rowspan="2">8.10</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">(8.45)</td> <td rowspan="2">8.45</td> <td rowspan="2">9.77</td> </tr> <tr> <td>支川柿沢川</td> </tr> <tr> <td>派川(狩野川放水路)</td> <td>鏡橋</td> <td>" 伊豆の国市堀之上</td> <td>右岸放水口から2.5km</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.00</td> <td></td> <td></td> <td>(9.85)</td> <td>9.85</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>安倍川</td> <td>支川藁科川</td> <td>奈良間</td> <td>" 静岡市葵区奈良間</td> <td>右岸合流点から9.7km</td> <td>2.30</td> <td>3.70</td> <td>4.70</td> <td>6.40</td> <td></td> <td></td> <td>(7.70)</td> <td>8.02</td> <td>12.70</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">菊川</td> <td rowspan="2">支川牛淵川</td> <td>堂山</td> <td>" 菊川市堂山新田</td> <td>右岸合流点から3.6km</td> <td>3.10</td> <td>4.60</td> <td>4.90</td> <td>4.90</td> <td></td> <td></td> <td>(5.30)</td> <td>5.86</td> <td>6.34</td> </tr> <tr> <td>横地</td> <td>" 菊川市東横地</td> <td>左岸合流点から10.1km</td> <td>1.80</td> <td>2.10</td> <td>2.30</td> <td>2.30</td> <td></td> <td></td> <td>(2.30)</td> <td>4.06</td> <td>3.95</td> </tr> <tr> <td>支川下小笠川</td> <td>川久保</td> <td>" 掛川市川久保</td> <td>右岸合流点から2.6km</td> <td>1.40</td> <td>2.00</td> <td>2.50</td> <td>3.00</td> <td></td> <td></td> <td>(3.30)</td> <td>-</td> <td>3.69</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団機待(指定)水位	氾注(警戒)水位	注意出水	動位	避判水	難断位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画水位	氾濫水位	狩野川	支川黄瀬川	本宿	静岡県駿東郡長泉町本宿	左岸合流点から2.7km	2.00	3.00	3.80	3.90			(4.20)	6.18		支川大場川	大場	" 田方郡函南町間宮	左岸合流点から2.2km	3.00	4.80	5.40	7.20			(7.60)	7.84		支川来光川	蛇ヶ橋	" 田方郡函南町肥田	左岸合流点から0.5km	3.70	5.20	6.10	8.10			(8.45)	8.45	9.77	支川柿沢川	派川(狩野川放水路)	鏡橋	" 伊豆の国市堀之上	右岸放水口から2.5km	-	-	-	6.00			(9.85)	9.85	-	安倍川	支川藁科川	奈良間	" 静岡市葵区奈良間	右岸合流点から9.7km	2.30	3.70	4.70	6.40			(7.70)	8.02	12.70	菊川	支川牛淵川	堂山	" 菊川市堂山新田	右岸合流点から3.6km	3.10	4.60	4.90	4.90			(5.30)	5.86	6.34	横地	" 菊川市東横地	左岸合流点から10.1km	1.80	2.10	2.30	2.30			(2.30)	4.06	3.95	支川下小笠川	川久保	" 掛川市川久保	右岸合流点から2.6km	1.40	2.00	2.50	3.00			(3.30)	-	3.69	<p>水位到達情報発表基準の変更 氾濫発生水位の設定(直轄河川)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>位置</th> <th>水防団機待(指定)水位</th> <th>氾注(警戒)水位</th> <th>注意出水</th> <th>動位</th> <th>避判水</th> <th>難断位</th> <th>氾濫危険(洪水特別警戒)水位</th> <th>計画水位</th> <th>氾濫水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">狩野川</td> <td>支川黄瀬川</td> <td>本宿</td> <td>静岡県駿東郡長泉町本宿</td> <td>左岸合流点から2.7km</td> <td>2.00</td> <td>3.00</td> <td>3.80</td> <td>3.90</td> <td></td> <td></td> <td>(4.20)</td> <td>6.18</td> <td>5.72</td> </tr> <tr> <td>支川大場川</td> <td>大場</td> <td>" 田方郡函南町間宮</td> <td>左岸合流点から2.2km</td> <td>3.00</td> <td>4.80</td> <td>5.40</td> <td>7.20</td> <td></td> <td></td> <td>(7.60)</td> <td>7.84</td> <td>9.39</td> </tr> <tr> <td>支川来光川</td> <td rowspan="2">蛇ヶ橋</td> <td rowspan="2">" 田方郡函南町肥田</td> <td rowspan="2">左岸合流点から0.5km</td> <td rowspan="2">3.70</td> <td rowspan="2">5.20</td> <td rowspan="2">6.10</td> <td rowspan="2">8.10</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">(8.45)</td> <td rowspan="2">8.45</td> <td rowspan="2">9.77</td> </tr> <tr> <td>支川柿沢川</td> </tr> <tr> <td>派川(狩野川放水路)</td> <td>鏡橋</td> <td>" 伊豆の国市堀之上</td> <td>右岸放水口から2.5km</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.00</td> <td></td> <td></td> <td>(9.85)</td> <td>9.85</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>安倍川</td> <td>支川藁科川</td> <td>奈良間</td> <td>" 静岡市葵区奈良間</td> <td>右岸合流点から9.7km</td> <td>2.30</td> <td>3.70</td> <td>4.70</td> <td>6.40</td> <td></td> <td></td> <td>(7.70)</td> <td>8.02</td> <td>12.70</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">菊川</td> <td rowspan="2">支川牛淵川</td> <td>堂山</td> <td>" 菊川市堂山新田</td> <td>右岸合流点から3.6km</td> <td>3.10</td> <td>4.60</td> <td>4.90</td> <td>4.90</td> <td></td> <td></td> <td>(5.30)</td> <td>5.86</td> <td>6.34</td> </tr> <tr> <td>横地</td> <td>" 菊川市東横地</td> <td>左岸合流点から10.1km</td> <td>1.80</td> <td>2.10</td> <td>2.30</td> <td>2.30</td> <td></td> <td></td> <td>(2.30)</td> <td>4.06</td> <td>3.95</td> </tr> <tr> <td>支川下小笠川</td> <td>川久保</td> <td>" 掛川市川久保</td> <td>右岸合流点から2.6km</td> <td>1.40</td> <td>2.00</td> <td>2.50</td> <td>3.00</td> <td></td> <td></td> <td>(3.30)</td> <td>-</td> <td>3.69</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団機待(指定)水位	氾注(警戒)水位	注意出水	動位	避判水	難断位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画水位	氾濫水位	狩野川	支川黄瀬川	本宿	静岡県駿東郡長泉町本宿	左岸合流点から2.7km	2.00	3.00	3.80	3.90			(4.20)	6.18	5.72	支川大場川	大場	" 田方郡函南町間宮	左岸合流点から2.2km	3.00	4.80	5.40	7.20			(7.60)	7.84	9.39	支川来光川	蛇ヶ橋	" 田方郡函南町肥田	左岸合流点から0.5km	3.70	5.20	6.10	8.10			(8.45)	8.45	9.77	支川柿沢川	派川(狩野川放水路)	鏡橋	" 伊豆の国市堀之上	右岸放水口から2.5km	-	-	-	6.00			(9.85)	9.85	-	安倍川	支川藁科川	奈良間	" 静岡市葵区奈良間	右岸合流点から9.7km	2.30	3.70	4.70	6.40			(7.70)	8.02	12.70	菊川	支川牛淵川	堂山	" 菊川市堂山新田	右岸合流点から3.6km	3.10	4.60	4.90	4.90			(5.30)	5.86	6.34	横地	" 菊川市東横地	左岸合流点から10.1km	1.80	2.10	2.30	2.30			(2.30)	4.06	3.95	支川下小笠川	川久保	" 掛川市川久保	右岸合流点から2.6km	1.40	2.00	2.50	3.00			(3.30)	-	3.69
	水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団機待(指定)水位	氾注(警戒)水位	注意出水	動位	避判水	難断位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画水位	氾濫水位																																																																																																																																																																																																																																						
	狩野川	支川黄瀬川	本宿	静岡県駿東郡長泉町本宿	左岸合流点から2.7km	2.00	3.00	3.80	3.90			(4.20)	6.18																																																																																																																																																																																																																																							
		支川大場川	大場	" 田方郡函南町間宮	左岸合流点から2.2km	3.00	4.80	5.40	7.20			(7.60)	7.84																																																																																																																																																																																																																																							
		支川来光川	蛇ヶ橋	" 田方郡函南町肥田	左岸合流点から0.5km	3.70	5.20	6.10	8.10			(8.45)	8.45	9.77																																																																																																																																																																																																																																						
		支川柿沢川																																																																																																																																																																																																																																																		
		派川(狩野川放水路)	鏡橋	" 伊豆の国市堀之上	右岸放水口から2.5km	-	-	-	6.00			(9.85)	9.85	-																																																																																																																																																																																																																																						
	安倍川	支川藁科川	奈良間	" 静岡市葵区奈良間	右岸合流点から9.7km	2.30	3.70	4.70	6.40			(7.70)	8.02	12.70																																																																																																																																																																																																																																						
	菊川	支川牛淵川	堂山	" 菊川市堂山新田	右岸合流点から3.6km	3.10	4.60	4.90	4.90			(5.30)	5.86	6.34																																																																																																																																																																																																																																						
			横地	" 菊川市東横地	左岸合流点から10.1km	1.80	2.10	2.30	2.30			(2.30)	4.06	3.95																																																																																																																																																																																																																																						
		支川下小笠川	川久保	" 掛川市川久保	右岸合流点から2.6km	1.40	2.00	2.50	3.00			(3.30)	-	3.69																																																																																																																																																																																																																																						
	水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団機待(指定)水位	氾注(警戒)水位	注意出水	動位	避判水	難断位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画水位	氾濫水位																																																																																																																																																																																																																																						
	狩野川	支川黄瀬川	本宿	静岡県駿東郡長泉町本宿	左岸合流点から2.7km	2.00	3.00	3.80	3.90			(4.20)	6.18	5.72																																																																																																																																																																																																																																						
		支川大場川	大場	" 田方郡函南町間宮	左岸合流点から2.2km	3.00	4.80	5.40	7.20			(7.60)	7.84	9.39																																																																																																																																																																																																																																						
支川来光川		蛇ヶ橋	" 田方郡函南町肥田	左岸合流点から0.5km	3.70	5.20	6.10	8.10			(8.45)	8.45	9.77																																																																																																																																																																																																																																							
支川柿沢川																																																																																																																																																																																																																																																				
派川(狩野川放水路)		鏡橋	" 伊豆の国市堀之上	右岸放水口から2.5km	-	-	-	6.00			(9.85)	9.85	-																																																																																																																																																																																																																																							
安倍川	支川藁科川	奈良間	" 静岡市葵区奈良間	右岸合流点から9.7km	2.30	3.70	4.70	6.40			(7.70)	8.02	12.70																																																																																																																																																																																																																																							
菊川	支川牛淵川	堂山	" 菊川市堂山新田	右岸合流点から3.6km	3.10	4.60	4.90	4.90			(5.30)	5.86	6.34																																																																																																																																																																																																																																							
		横地	" 菊川市東横地	左岸合流点から10.1km	1.80	2.10	2.30	2.30			(2.30)	4.06	3.95																																																																																																																																																																																																																																							
	支川下小笠川	川久保	" 掛川市川久保	右岸合流点から2.6km	1.40	2.00	2.50	3.00			(3.30)	-	3.69																																																																																																																																																																																																																																							

令和8年度 静岡県水防計画書（案） 新旧対照表

(様式-1)

新頁	旧	新																				
<p>156,157</p> <p>第18章 1節 洪水・高潮対応</p> <p>浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p>	<p>(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>① 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法</p> <p>② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項</p> <p>③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>ウ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）</p> <p>⑤ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>(3) 洪水ハザードマップ</p> <p>洪水浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町村地域防災計画において定められた上記2.(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配</p>	<p>高潮浸水想定区域一覧の追加</p> <p>高潮浸水想定区域の指定</p> <p>(2) 高潮浸水想定区域の指定(法第14条の3)</p> <p>県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。</p> <p>高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、表.18-3（P.153）のとおりである。</p> <p>表.18-3 高潮浸水想定区域一覧</p> <p>URL https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/takashiohigai/1050350.html</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>指定年月日</th> <th>公表年月日</th> <th>関係市町</th> <th>関係水防区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊豆半島沿岸</td> <td>R7.10.31</td> <td>R3.3.30 R4.10.19</td> <td>下田市、南伊豆町、東伊豆町、河津町、西伊豆町、松崎町、熱海市、伊東市、沼津市及び伊豆市</td> <td>下田、熱海、沼津</td> </tr> <tr> <td>駿河湾沿岸</td> <td>R7.10.31</td> <td>R3.9.30</td> <td>沼津市、富士市、静岡市、焼津市、吉田町、牧之原市及び御前崎市</td> <td>沼津、富士、静岡、島田、袋井</td> </tr> <tr> <td>遠州灘沿岸</td> <td>R7.10.31</td> <td>R7.3.31</td> <td>御前崎市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市及び湖西市</td> <td>袋井、浜松</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条第1項)</p> <p>市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>① 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水又は高潮に関する情報の伝達方法</p> <p>② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項</p> <p>③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>ウ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）</p> <p>⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>(4) 洪水・高潮ハザードマップ(法第15条第3項)</p> <p>洪水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町村地域防災計画において定められた上記2.(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の</p>	区域	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区	伊豆半島沿岸	R7.10.31	R3.3.30 R4.10.19	下田市、南伊豆町、東伊豆町、河津町、西伊豆町、松崎町、熱海市、伊東市、沼津市及び伊豆市	下田、熱海、沼津	駿河湾沿岸	R7.10.31	R3.9.30	沼津市、富士市、静岡市、焼津市、吉田町、牧之原市及び御前崎市	沼津、富士、静岡、島田、袋井	遠州灘沿岸	R7.10.31	R7.3.31	御前崎市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市及び湖西市	袋井、浜松
区域	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区																		
伊豆半島沿岸	R7.10.31	R3.3.30 R4.10.19	下田市、南伊豆町、東伊豆町、河津町、西伊豆町、松崎町、熱海市、伊東市、沼津市及び伊豆市	下田、熱海、沼津																		
駿河湾沿岸	R7.10.31	R3.9.30	沼津市、富士市、静岡市、焼津市、吉田町、牧之原市及び御前崎市	沼津、富士、静岡、島田、袋井																		
遠州灘沿岸	R7.10.31	R7.3.31	御前崎市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市及び湖西市	袋井、浜松																		

追加

・本文における、組織名称及び電話番号等、その他の軽微な変更は省略。(※3月1日時点における新旧対照表としています。承認後、組織改編等の軽微な変更があった場合には、事務局で更新作業を行います。)

令和8年度 静岡県水防計画書（案） 新旧対照表

(様式-1)

新頁	旧	新																																																																																																		
<p>196 様式1 直轄河川洪水予報形式</p>	<p>資料編</p> <p>様式1 直轄河川洪水予報形式 53</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>〇〇〇〇 かわ 〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)</p> <p>〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号 洪 水 警 報 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分 〇〇 河川事務所・〇〇 地方気象台 共同発表</p> </div> <p>(見出し) 〇〇川では、決壊による氾濫が発生 氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（右岸）</p> <p>(主文) 【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（右岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。</p> <p>【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川 の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。</p> <p>(警戒レベル相当情報早見表)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">〇〇川氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">新着・更新</th> <th>新着・更新</th> <th colspan="2">更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準水位観測所名</td> <td>〇〇</td> <td colspan="2">△△</td> </tr> <tr> <td>対象河川</td> <td>〇〇川</td> <td colspan="2">〇〇川</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル（ ）相当</td> <td>警戒レベル</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>現況水位</td> <td>5 (氾濫の確認)</td> <td>3 (レベル3水位超過)</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>〇〇市</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>△△市</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>〇〇町</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表] https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamiho</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>5</td> <td>警戒レベル5相当</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>警戒レベル4相当</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>警戒レベル3相当</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>警戒レベル2相当</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警戒レベル2未満</td> </tr> </table> <p>(氾濫による浸水が想定される地区)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氾濫箇所</th> <th>氾濫による浸水が想定される地区※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市〇〇地区（右岸）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。</p> <p>(雨量) 多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。</p>	〇〇川氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）				新着・更新	新着・更新	更新		基準水位観測所名	〇〇	△△		対象河川	〇〇川	〇〇川		警戒レベル（ ）相当	警戒レベル	5	3	現況水位	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)	更新	〇〇市	5	-	更新	△△市	5	3	更新	〇〇町	-	3	5	警戒レベル5相当	4	警戒レベル4相当	3	警戒レベル3相当	2	警戒レベル2相当		警戒レベル2未満	氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※	〇〇市〇〇地区（右岸）	<ul style="list-style-type: none"> ■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区） 	<p>洪水予報形式の変更</p> <p>発表用紙の変更(代表例)</p> <p>様式1 直轄河川洪水予報形式 53</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)</p> <p>〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号 洪 水 警 報 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分 〇〇 河川事務所／〇〇 地方気象台 発表</p> </div> <p>(見出し) 〇〇川では、決壊による氾濫が発生 氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（右岸）</p> <p>(主文) 【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（右岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。</p> <p>【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川 の△△水位観測所（△△市）は、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。</p> <p>(警戒レベル相当情報早見表)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">〇〇川レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">新着・更新</th> <th>新着・更新</th> <th colspan="2">更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準水位観測所名</td> <td>〇〇</td> <td colspan="2">△△</td> </tr> <tr> <td>対象河川</td> <td>〇〇川</td> <td colspan="2">〇〇川</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル（ ）相当</td> <td>警戒レベル</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>現況水位</td> <td>5 (氾濫の確認)</td> <td>3 (レベル3水位超過)</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>〇〇市</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>△△市</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>〇〇町</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表] https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamiho</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>5</td> <td>警戒レベル5相当</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>警戒レベル4相当</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>警戒レベル3相当</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>警戒レベル2相当</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警戒レベル2未満</td> </tr> </table> <p>(氾濫による浸水が想定される地区)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氾濫箇所</th> <th>氾濫による浸水が想定される地区※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市〇〇地区（右岸）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。</p> <p>(雨量) 多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。</p>	〇〇川レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）				新着・更新	新着・更新	更新		基準水位観測所名	〇〇	△△		対象河川	〇〇川	〇〇川		警戒レベル（ ）相当	警戒レベル	5	3	現況水位	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)	更新	〇〇市	5	-	更新	△△市	5	3	更新	〇〇町	-	3	5	警戒レベル5相当	4	警戒レベル4相当	3	警戒レベル3相当	2	警戒レベル2相当		警戒レベル2未満	氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※	〇〇市〇〇地区（右岸）	<ul style="list-style-type: none"> ■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）
〇〇川氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）																																																																																																				
新着・更新	新着・更新	更新																																																																																																		
	基準水位観測所名	〇〇	△△																																																																																																	
対象河川	〇〇川	〇〇川																																																																																																		
警戒レベル（ ）相当	警戒レベル	5	3																																																																																																	
	現況水位	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)																																																																																																	
更新	〇〇市	5	-																																																																																																	
更新	△△市	5	3																																																																																																	
更新	〇〇町	-	3																																																																																																	
5	警戒レベル5相当																																																																																																			
4	警戒レベル4相当																																																																																																			
3	警戒レベル3相当																																																																																																			
2	警戒レベル2相当																																																																																																			
	警戒レベル2未満																																																																																																			
氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※																																																																																																			
〇〇市〇〇地区（右岸）	<ul style="list-style-type: none"> ■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区） 																																																																																																			
〇〇川レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）																																																																																																				
新着・更新	新着・更新	更新																																																																																																		
	基準水位観測所名	〇〇	△△																																																																																																	
対象河川	〇〇川	〇〇川																																																																																																		
警戒レベル（ ）相当	警戒レベル	5	3																																																																																																	
	現況水位	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)																																																																																																	
更新	〇〇市	5	-																																																																																																	
更新	△△市	5	3																																																																																																	
更新	〇〇町	-	3																																																																																																	
5	警戒レベル5相当																																																																																																			
4	警戒レベル4相当																																																																																																			
3	警戒レベル3相当																																																																																																			
2	警戒レベル2相当																																																																																																			
	警戒レベル2未満																																																																																																			
氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※																																																																																																			
〇〇市〇〇地区（右岸）	<ul style="list-style-type: none"> ■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区） 																																																																																																			

(様式-1)

新頁	旧	新																																																																						
<p>256 様式9 直轄河川水位到達情報発表用紙</p>	<p>資料編</p> <p>様式9 直轄河川水位到達情報発表用紙(氾濫発生情報)</p> <p>正規</p> <p>〇〇〇〇 かわ 〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)</p> <p>令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇河川事務所 発表 (第〇号)</p> <p>(主文) 【警戒レベル5相当情報 [洪水]】災害が発生しています。〇〇川では、●●市●●地区(右岸)付近より堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。</p> <p>(警戒レベル相当情報早見表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新着・更新</td> <td>新着・更新</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td>基準水位観測所名</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>対象河川</td> <td>〇〇川</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル()相当</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現況水位</td> <td>5 (氾濫の確認)</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>〇〇市</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>△△市</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表] https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>5</td><td>警戒レベル5相当</td></tr> <tr><td>4</td><td>警戒レベル4相当</td></tr> <tr><td>3</td><td>警戒レベル3相当</td></tr> <tr><td>2</td><td>警戒レベル2相当</td></tr> <tr><td></td><td>警戒レベル2未満</td></tr> </tbody> </table> <p>(氾濫による浸水が想定される地区)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氾濫箇所</th> <th>氾濫による浸水が想定される地区※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市〇〇地区(右岸)</td> <td> <input type="checkbox"/> 〇〇県 <input checked="" type="checkbox"/> 〇〇市(〇〇地区、〇〇〇地区) <input checked="" type="checkbox"/> △△市(△△地区、△△△地区) </td> </tr> </tbody> </table> <p>※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。</p> <p>(参考) 〇〇川 □□□水位観測所(●●市△△) (受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)</p> <p>□発表された情報に関する川の水位を確認したい方はこちら 川の防災情報 水位到達情報画面 https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p> <p>□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら 水害リスクライン https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p> <p>□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら 浸水ナビ https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p>	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)			新着・更新	新着・更新	更新	基準水位観測所名	〇〇	対象河川	〇〇川	警戒レベル()相当	5		現況水位	5 (氾濫の確認)	更新	〇〇市	5	更新	△△市	5	5	警戒レベル5相当	4	警戒レベル4相当	3	警戒レベル3相当	2	警戒レベル2相当		警戒レベル2未満	氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※	〇〇市〇〇地区(右岸)	<input type="checkbox"/> 〇〇県 <input checked="" type="checkbox"/> 〇〇市(〇〇地区、〇〇〇地区) <input checked="" type="checkbox"/> △△市(△△地区、△△△地区)	<p>水位到達情報発表用紙の変更</p> <p>発表用紙の変更(代表例)</p> <p>様式9 直轄河川水位到達情報発表用紙(レベル5氾濫発生情報)</p> <p>正規</p> <p>〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル5氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)</p> <p>令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇河川事務所 発表 (第〇号)</p> <p>(主文) 【警戒レベル5相当情報 [洪水]】災害が発生しています。〇〇川では、●●市●●地区(右岸)付近より堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。</p> <p>(警戒レベル相当情報早見表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">レベル5氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新着・更新</td> <td>新着・更新</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td>基準水位観測所名</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>対象河川</td> <td>〇〇川</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル()相当</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現況水位</td> <td>5 (氾濫の確認)</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>〇〇市</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>△△市</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表] https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>5</td><td>警戒レベル5相当</td></tr> <tr><td>4</td><td>警戒レベル4相当</td></tr> <tr><td>3</td><td>警戒レベル3相当</td></tr> <tr><td>2</td><td>警戒レベル2相当</td></tr> <tr><td></td><td>警戒レベル2未満</td></tr> </tbody> </table> <p>(氾濫による浸水が想定される地区)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氾濫箇所</th> <th>氾濫による浸水が想定される地区※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市〇〇地区(右岸)</td> <td> <input type="checkbox"/> 〇〇県 <input checked="" type="checkbox"/> 〇〇市(〇〇地区、〇〇〇地区) <input checked="" type="checkbox"/> △△市(△△地区、△△△地区) </td> </tr> </tbody> </table> <p>※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。</p> <p>(参考) 〇〇川 □□□水位観測所(●●市△△) (受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)</p> <p>□発表された情報に関する川の水位を確認したい方はこちら 川の防災情報 水位到達情報画面 https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p> <p>□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら 水害リスクライン https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p> <p>□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら 浸水ナビ https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p>	レベル5氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)			新着・更新	新着・更新	更新	基準水位観測所名	〇〇	対象河川	〇〇川	警戒レベル()相当	5		現況水位	5 (氾濫の確認)	更新	〇〇市	5	更新	△△市	5	5	警戒レベル5相当	4	警戒レベル4相当	3	警戒レベル3相当	2	警戒レベル2相当		警戒レベル2未満	氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※	〇〇市〇〇地区(右岸)	<input type="checkbox"/> 〇〇県 <input checked="" type="checkbox"/> 〇〇市(〇〇地区、〇〇〇地区) <input checked="" type="checkbox"/> △△市(△△地区、△△△地区)
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)																																																																								
新着・更新	新着・更新	更新																																																																						
	基準水位観測所名	〇〇																																																																						
	対象河川	〇〇川																																																																						
	警戒レベル()相当	5																																																																						
	現況水位	5 (氾濫の確認)																																																																						
更新	〇〇市	5																																																																						
更新	△△市	5																																																																						
5	警戒レベル5相当																																																																							
4	警戒レベル4相当																																																																							
3	警戒レベル3相当																																																																							
2	警戒レベル2相当																																																																							
	警戒レベル2未満																																																																							
氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※																																																																							
〇〇市〇〇地区(右岸)	<input type="checkbox"/> 〇〇県 <input checked="" type="checkbox"/> 〇〇市(〇〇地区、〇〇〇地区) <input checked="" type="checkbox"/> △△市(△△地区、△△△地区)																																																																							
レベル5氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)																																																																								
新着・更新	新着・更新	更新																																																																						
	基準水位観測所名	〇〇																																																																						
	対象河川	〇〇川																																																																						
	警戒レベル()相当	5																																																																						
	現況水位	5 (氾濫の確認)																																																																						
更新	〇〇市	5																																																																						
更新	△△市	5																																																																						
5	警戒レベル5相当																																																																							
4	警戒レベル4相当																																																																							
3	警戒レベル3相当																																																																							
2	警戒レベル2相当																																																																							
	警戒レベル2未満																																																																							
氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※																																																																							
〇〇市〇〇地区(右岸)	<input type="checkbox"/> 〇〇県 <input checked="" type="checkbox"/> 〇〇市(〇〇地区、〇〇〇地区) <input checked="" type="checkbox"/> △△市(△△地区、△△△地区)																																																																							

令和8年度 静岡県水防計画書 (案) 新旧対照表

(様式-1)

新頁	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<p>273 第3表 重要水防箇所一覧表</p>	<p style="text-align: center;">資料編</p> <p style="text-align: center;">第3表 重要水防箇所一覧表</p> <p>県下全河川ともその地区のそれぞれの地形、特質により降雨、出水の状況は千差万別であり、一様な基準をもって、その河川の安全度を判定することは困難であるので、水防関係者は随時、河川海岸堤防及び土石流発生注意箇所、その他水防に影響ある工作物を監視することは勿論、気象台の予想に注意し異常降雨が予想される場合は、地区それぞれの特質を把握し、万全の処置をとる必要がある。</p> <p>一般的に水害の発生しやすいところは天井川の沿岸、霞堤箇所、天然海岸の周辺、扇状地、旧河川地帯および急傾斜地帯が考えられるが、各水防区において、洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所は下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表.3-1 静岡県重要水防箇所一覧表 (河川海岸関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水防区</th> <th rowspan="2">重要水防箇所</th> <th colspan="3">河川</th> <th colspan="3">海岸</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>河川数(本)</th> <th>箇所数(箇所)</th> <th>延長(m)</th> <th>海岸数(本)</th> <th>箇所数(箇所)</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所数(箇所)</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">下田</td> <td>直轄(国)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5,120</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>5,120</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熱海</td> <td>直轄(国)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>2,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">沼津</td> <td>直轄(国)</td> <td>5</td> <td><u>92</u></td> <td>59,495</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>92</u></td> <td>59,495</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>19</td> <td>22</td> <td>28,424</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22</td> <td>28,424</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">富士</td> <td>直轄(国)</td> <td>1</td> <td>29</td> <td><u>15,282</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>29</td> <td><u>15,282</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>12,400</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>12,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">静岡</td> <td>直轄(国)</td> <td>2</td> <td><u>79</u></td> <td><u>34,135</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>79</u></td> <td><u>34,135</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>19,200</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>15,442</td> <td>14</td> <td>34,642</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">島田</td> <td>直轄(国)</td> <td>1</td> <td><u>47</u></td> <td><u>20,175</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>47</u></td> <td><u>20,175</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>20</td> <td><u>36</u></td> <td><u>31,140</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>36</u></td> <td><u>31,140</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">袋井</td> <td>直轄(国)</td> <td>6</td> <td><u>136</u></td> <td><u>81,535</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>136</u></td> <td><u>81,535</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>19</td> <td>25</td> <td>27,220</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4,578</td> <td>26</td> <td>31,798</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浜松</td> <td>直轄(国)</td> <td>1</td> <td>80</td> <td>52,630</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>80</td> <td>52,630</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>15</td> <td>26</td> <td>59,705</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5,904</td> <td>28</td> <td>65,609</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小計</td> <td>直轄(国)</td> <td>16</td> <td><u>463</u></td> <td><u>263,252</u></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><u>463</u></td> <td><u>263,252</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>104</td> <td><u>148</u></td> <td><u>185,709</u></td> <td>5</td> <td>5</td> <td>25,924</td> <td><u>153</u></td> <td><u>211,633</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>120</td> <td><u>611</u></td> <td><u>448,961</u></td> <td>5</td> <td>5</td> <td>25,924</td> <td><u>616</u></td> <td><u>474,885</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 県管理河川の小計は、沼川・菊川が複数水防区を跨ぐため、河川数は102河川となる。</p>	水防区	重要水防箇所	河川			海岸			計		河川数(本)	箇所数(箇所)	延長(m)	海岸数(本)	箇所数(箇所)	延長(m)	箇所数(箇所)	延長(m)	下田	直轄(国)	—	—	—	—	—	—	—	—	県	6	6	5,120				6	5,120	熱海	直轄(国)	—	—	—	—	—	—	—	—	県	7	11	2,500				11	2,500	沼津	直轄(国)	5	<u>92</u>	59,495				<u>92</u>	59,495	県	19	22	28,424				22	28,424	富士	直轄(国)	1	29	<u>15,282</u>				29	<u>15,282</u>	県	9	10	12,400				10	12,400	静岡	直轄(国)	2	<u>79</u>	<u>34,135</u>				<u>79</u>	<u>34,135</u>	県	9	12	19,200	2	2	15,442	14	34,642	島田	直轄(国)	1	<u>47</u>	<u>20,175</u>				<u>47</u>	<u>20,175</u>	県	20	<u>36</u>	<u>31,140</u>				<u>36</u>	<u>31,140</u>	袋井	直轄(国)	6	<u>136</u>	<u>81,535</u>				<u>136</u>	<u>81,535</u>	県	19	25	27,220	1	1	4,578	26	31,798	浜松	直轄(国)	1	80	52,630				80	52,630	県	15	26	59,705	2	2	5,904	28	65,609	小計	直轄(国)	16	<u>463</u>	<u>263,252</u>	0	0	0	<u>463</u>	<u>263,252</u>	県	104	<u>148</u>	<u>185,709</u>	5	5	25,924	<u>153</u>	<u>211,633</u>	計		120	<u>611</u>	<u>448,961</u>	5	5	25,924	<u>616</u>	<u>474,885</u>	<p style="text-align: center;">〔 箇所数、延長等の変更 〕</p> <p style="text-align: center;">第3表 重要水防箇所一覧表</p> <p>県下全河川ともその地区のそれぞれの地形、特質により降雨、出水の状況は千差万別であり、一様な基準をもって、その河川の安全度を判定することは困難であるので、水防関係者は随時、河川海岸堤防及び土石流発生注意箇所、その他水防に影響ある工作物を監視することは勿論、気象台の予想に注意し異常降雨が予想される場合は、地区それぞれの特質を把握し、万全の処置をとる必要がある。</p> <p>一般的に水害の発生しやすいところは天井川の沿岸、霞堤箇所、天然海岸の周辺、扇状地、旧河川地帯および急傾斜地帯が考えられるが、各水防区において、洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所は下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表.3-1 静岡県重要水防箇所一覧表 (河川海岸関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水防区</th> <th rowspan="2">重要水防箇所</th> <th colspan="3">河川</th> <th colspan="3">海岸</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>河川数(本)</th> <th>箇所数(箇所)</th> <th>延長(m)</th> <th>海岸数(本)</th> <th>箇所数(箇所)</th> <th>延長(m)</th> <th>箇所数(箇所)</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">下田</td> <td>直轄(国)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5,120</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>5,120</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熱海</td> <td>直轄(国)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>2,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">沼津</td> <td>直轄(国)</td> <td>5</td> <td><u>90</u></td> <td>59,495</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>90</u></td> <td>59,495</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>19</td> <td>22</td> <td>28,424</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22</td> <td>28,424</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">富士</td> <td>直轄(国)</td> <td>1</td> <td>29</td> <td><u>14,423</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>29</td> <td><u>14,423</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>12,400</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>12,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">静岡</td> <td>直轄(国)</td> <td>2</td> <td><u>77</u></td> <td><u>34,265</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>77</u></td> <td><u>34,265</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>19,200</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>15,442</td> <td>14</td> <td>34,642</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">島田</td> <td>直轄(国)</td> <td>1</td> <td><u>50</u></td> <td><u>16,545</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>50</u></td> <td><u>16,545</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>20</td> <td><u>34</u></td> <td><u>28,840</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>34</u></td> <td><u>28,840</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">袋井</td> <td>直轄(国)</td> <td>6</td> <td><u>162</u></td> <td><u>91,565</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>162</u></td> <td><u>91,565</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>19</td> <td><u>24</u></td> <td><u>25,190</u></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4,578</td> <td><u>25</u></td> <td><u>29,768</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浜松</td> <td>直轄(国)</td> <td>1</td> <td>80</td> <td>52,630</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>80</td> <td>52,630</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>15</td> <td>26</td> <td>59,705</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5,904</td> <td>28</td> <td>65,609</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小計</td> <td>直轄(国)</td> <td>16</td> <td><u>488</u></td> <td><u>268,923</u></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><u>488</u></td> <td><u>268,923</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>104</td> <td><u>145</u></td> <td><u>181,379</u></td> <td>5</td> <td>5</td> <td>25,924</td> <td><u>150</u></td> <td><u>207,303</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>120</td> <td><u>633</u></td> <td><u>450,302</u></td> <td>5</td> <td>5</td> <td>25,924</td> <td><u>638</u></td> <td><u>476,226</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 県管理河川の小計は、沼川・菊川が複数水防区を跨ぐため、河川数は102河川となる。</p>	水防区	重要水防箇所	河川			海岸			計		河川数(本)	箇所数(箇所)	延長(m)	海岸数(本)	箇所数(箇所)	延長(m)	箇所数(箇所)	延長(m)	下田	直轄(国)	—	—	—	—	—	—	—	—	県	6	6	5,120				6	5,120	熱海	直轄(国)	—	—	—	—	—	—	—	—	県	7	11	2,500				11	2,500	沼津	直轄(国)	5	<u>90</u>	59,495				<u>90</u>	59,495	県	19	22	28,424				22	28,424	富士	直轄(国)	1	29	<u>14,423</u>				29	<u>14,423</u>	県	9	10	12,400				10	12,400	静岡	直轄(国)	2	<u>77</u>	<u>34,265</u>				<u>77</u>	<u>34,265</u>	県	9	12	19,200	2	2	15,442	14	34,642	島田	直轄(国)	1	<u>50</u>	<u>16,545</u>				<u>50</u>	<u>16,545</u>	県	20	<u>34</u>	<u>28,840</u>				<u>34</u>	<u>28,840</u>	袋井	直轄(国)	6	<u>162</u>	<u>91,565</u>				<u>162</u>	<u>91,565</u>	県	19	<u>24</u>	<u>25,190</u>	1	1	4,578	<u>25</u>	<u>29,768</u>	浜松	直轄(国)	1	80	52,630				80	52,630	県	15	26	59,705	2	2	5,904	28	65,609	小計	直轄(国)	16	<u>488</u>	<u>268,923</u>	0	0	0	<u>488</u>	<u>268,923</u>	県	104	<u>145</u>	<u>181,379</u>	5	5	25,924	<u>150</u>	<u>207,303</u>	計		120	<u>633</u>	<u>450,302</u>	5	5	25,924	<u>638</u>	<u>476,226</u>
水防区	重要水防箇所			河川			海岸			計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		河川数(本)	箇所数(箇所)	延長(m)	海岸数(本)	箇所数(箇所)	延長(m)	箇所数(箇所)	延長(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下田	直轄(国)	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	6	6	5,120				6	5,120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
熱海	直轄(国)	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	7	11	2,500				11	2,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
沼津	直轄(国)	5	<u>92</u>	59,495				<u>92</u>	59,495																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	19	22	28,424				22	28,424																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
富士	直轄(国)	1	29	<u>15,282</u>				29	<u>15,282</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	9	10	12,400				10	12,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
静岡	直轄(国)	2	<u>79</u>	<u>34,135</u>				<u>79</u>	<u>34,135</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	9	12	19,200	2	2	15,442	14	34,642																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
島田	直轄(国)	1	<u>47</u>	<u>20,175</u>				<u>47</u>	<u>20,175</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	20	<u>36</u>	<u>31,140</u>				<u>36</u>	<u>31,140</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
袋井	直轄(国)	6	<u>136</u>	<u>81,535</u>				<u>136</u>	<u>81,535</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	19	25	27,220	1	1	4,578	26	31,798																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
浜松	直轄(国)	1	80	52,630				80	52,630																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	15	26	59,705	2	2	5,904	28	65,609																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小計	直轄(国)	16	<u>463</u>	<u>263,252</u>	0	0	0	<u>463</u>	<u>263,252</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	104	<u>148</u>	<u>185,709</u>	5	5	25,924	<u>153</u>	<u>211,633</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
計		120	<u>611</u>	<u>448,961</u>	5	5	25,924	<u>616</u>	<u>474,885</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
水防区	重要水防箇所	河川			海岸			計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		河川数(本)	箇所数(箇所)	延長(m)	海岸数(本)	箇所数(箇所)	延長(m)	箇所数(箇所)	延長(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下田	直轄(国)	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	6	6	5,120				6	5,120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
熱海	直轄(国)	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	7	11	2,500				11	2,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
沼津	直轄(国)	5	<u>90</u>	59,495				<u>90</u>	59,495																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	19	22	28,424				22	28,424																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
富士	直轄(国)	1	29	<u>14,423</u>				29	<u>14,423</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	9	10	12,400				10	12,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
静岡	直轄(国)	2	<u>77</u>	<u>34,265</u>				<u>77</u>	<u>34,265</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	9	12	19,200	2	2	15,442	14	34,642																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
島田	直轄(国)	1	<u>50</u>	<u>16,545</u>				<u>50</u>	<u>16,545</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	20	<u>34</u>	<u>28,840</u>				<u>34</u>	<u>28,840</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
袋井	直轄(国)	6	<u>162</u>	<u>91,565</u>				<u>162</u>	<u>91,565</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	19	<u>24</u>	<u>25,190</u>	1	1	4,578	<u>25</u>	<u>29,768</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
浜松	直轄(国)	1	80	52,630				80	52,630																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	15	26	59,705	2	2	5,904	28	65,609																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小計	直轄(国)	16	<u>488</u>	<u>268,923</u>	0	0	0	<u>488</u>	<u>268,923</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県	104	<u>145</u>	<u>181,379</u>	5	5	25,924	<u>150</u>	<u>207,303</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
計		120	<u>633</u>	<u>450,302</u>	5	5	25,924	<u>638</u>	<u>476,226</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

令和8年度 静岡県水防計画書 (案) 新旧対照表

(様式-1)

新頁		旧										新												
278 第3表 重要水防箇所一覽表	資料編																							
	表. 3-4-1 直轄(国管理) 区間重要水防箇所(沼津水防区)										表. 3-4-1 直轄(国管理) 区間重要水防箇所(沼津水防区)													
	対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自~至)	重要度	注意を要する理由	対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自~至)	重要度	注意を要する理由
					郡市	区町	大字										郡市	区町	大字					
	1	一級	狩野川	狩野川	本城山公園付近 駿東郡 清水町 とくら 徳倉			左	328	6.6K+96m S 7.2K-15m	A	暫定堤防	1	一級	狩野川	狩野川	本城山公園付近 駿東郡 清水町 とくら 徳倉			左	328	6.6K+96m S 7.2K-15m	A	暫定堤防
	2	一級	狩野川	狩野川	香貫大橋上流 駿東郡 清水町 ながさわ 長沢 かきた 柿田			右	604	5.0K+115m S 5.8K+146m	A	暫定堤防	2	一級	狩野川	狩野川	香貫大橋上流 駿東郡 清水町 ながさわ 長沢 かきた 柿田			右	604	5.0K+115m S 5.8K+146m	A	暫定堤防
	3	一級	狩野川	狩野川	東レプラスチック精工 三島工場付近 駿東郡 清水町 かきた 柿田			右	142	6.0K+83m S 6.2K+59m	A	暫定堤防	3	一級	狩野川	狩野川	東レプラスチック精工 三島工場付近 駿東郡 清水町 かきた 柿田			右	142	6.0K+83m S 6.2K+59m	A	暫定堤防
	4	一級	狩野川	狩野川	小川泉水神社付近 駿東郡 清水町 ゆがわ 湯川			右	138	7.6K+58m S 7.8K+80m	A	暫定堤防	削除											
	5	一級	狩野川	黄瀬川	JR東海道本線上流 駿東郡 長泉町 ほんじゆく 本宿			左	189	2.0K+87m S 2.2K+103m	A	河積不足												
	重要度A小計		河川: 5箇所						1,401															
1	一級	狩野川	狩野川	江川排水機場上下流 沼津市 港大橋上流 がにゆうどうえがわ 我入道江川 にしじまちょう 西島町			左	220	0.6K+113m S 0.8K+108m	B	河積不足	1	一級	狩野川	狩野川	江川排水機場上下流 沼津市 港大橋上流 がにゆうどうえがわ 我入道江川 にしじまちょう 西島町			左	220	0.6K+113m S 0.8K+108m	B	河積不足	
2	一級	狩野川	狩野川	港大橋上流 沼津市 港大橋上流 にしじまちょう 西島町			左	204	1.0K+112m S 1.2K+93m	B	河積不足	2	一級	狩野川	狩野川	港大橋上流 沼津市 港大橋上流 にしじまちょう 西島町			左	204	1.0K+112m S 1.2K+93m	B	河積不足	
3	一級	狩野川	狩野川	港大橋上流 沼津市 港大橋上流 にしじまちょう 西島町			左	195	1.2K+93m S 1.4K+103m	B	堤防の脆弱性	3	一級	狩野川	狩野川	港大橋上流 沼津市 港大橋上流 にしじまちょう 西島町			左	195	1.2K+93m S 1.4K+103m	B	堤防の脆弱性	
4	一級	狩野川	狩野川	港大橋上流 沼津市 港大橋上流 にしじまちょう 西島町			左	168	1.6K+92m S 1.8K+77m	B	堤防の脆弱性	4	一級	狩野川	狩野川	港大橋上流 沼津市 港大橋上流 よしだちょう 吉田町			左	168	1.6K+92m S 1.8K+77m	B	堤防の脆弱性	
5	一級	狩野川	狩野川	永代橋下流 沼津市 永代橋下流 よしだちょう 吉田町			左	170	1.8K+77m S 2.0K+94m	B	河積不足	5	一級	狩野川	狩野川	永代橋下流 沼津市 永代橋下流 よしだちょう 吉田町			左	170	1.8K+77m S 2.0K+94m	B	河積不足	
重要度A小計		河川: 3箇所						1,074																
										削除														